

室蘭市AED設置施設標章交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置している事業所等に対して行う室蘭市AED設置施設標章（様式第1）（以下「標章」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 標章の交付を受けようとする事業所等の代表者は、AED設置施設標章交付申請書（様式第2）に必要な書類を添えて消防長に提出するものとする。

(交付基準)

第3条 消防長は、前条の規定による申請があったときは、当該事業所等が次に掲げるすべての基準（以下「交付基準」という。）を満たしているかどうかを審査するものとする。

- (1) 設置されているAEDが適正に維持管理されていること。
- (2) 広く一般市民への周知を図るため、公表することを承諾できること。
- (3) 営業時間又は公開時間中において、速やかにAEDを活用又は提供できること。

(標章の交付)

第4条 消防長は、前条の規定による審査の結果、当該事業所等が交付基準を満たしていると認めるときは標章を交付するものとする。

2 消防長は、前項の規定により標章を交付したときは、AED設置施設標章交付台帳（様式第3）（以下「台帳」という。）に必要事項を記載しなければならない。

(標章の掲示等)

第5条 標章を交付された事業所等は、当該事業所等の出入口等、周囲から見やすい場所に標章を掲示するものとする。

(廃止・変更等の届出)

第6条 標章を交付された事業所等は、事業等を廃止し、若しくは休止したとき、又は申請書の内容に変更があったときは、速やかにAED設置施設（廃止・休止・変更）届出書（様式第4）により消防長に届け出なければならない。

2 消防長は、前項の規定による変更等の届出があったときは、速やかに台帳の記載を修正するものとする。

(交付の取消)

第7条 消防長は、標章を交付された事業所等が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに標章を返還させるものとする。

- (1) 事業等を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 交付基準を満たさなくなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により標章の交付を受けたとき。

(4) その他標章を交付することが適当でないと消防長が認めたとき。

2 消防長は、前項の規定により標章を返還させたときは、当該事業所等に係る台帳の記載を削除するものとする。

(責務)

第8条 標章を交付された事業所等は、従業員等に対し積極的に救命講習を受講させるとともに、当該事業所またはその周辺で重篤な傷病者が発生した場合、速やかにAEDを利用した救護が行えるよう協力しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月 1日から施行する。